

2013年12月20日

＜議請第11号『特定秘密保護に関する法律案』の廃案を求める意見書』の提出を求める  
請願＞への本会議討論が認められなかったことに対する抗議声明

埼玉県議会 民主党・無所属の会

代表 吉田芳朝

本日の本会議開会に先立つ議会運営委員会において、＜議請第11号『特定秘密保護に関する法律案』の廃案を求める意見書』の提出を求める請願＞に対する本会議討論を認めない旨の決定がなされた。

議会はそもそも言論の府であり、本来討論は議会審査の手続き上議案の採決前に行われることになっているものである。討論は、議場内の議員にそれぞれの立場から賛否を広げるために呼びかける方法であり、また、県民が賛否の理由を知るための重要な手段である。

しかし、埼玉県においては、平成23年9月定例会の議会運営委員会において、原則本会議討論は行わないこととする旨が決められた。民主党・無所属の会は、この決定にも反対の立場であったが、この原則が、同内容の請願が繰り返し出される場合への対応として提案された経緯を忘れてはならないと考える。

今回の議請第11号は、本会議に初めて出された請願であり、討論を原則行わないと決定した経緯からいっても、討論を認められるべき請願である。しかし、議会運営委員会では、自民・刷新の会派代表の発言を以て、当該請願には討論不要との決定がなされた。

実際、当該ルール決定以降、初めて出される請願であっても討論することが認められる事実が一例もないまま推移している。今回のような初めて出され、かつ世論の関心も高い内容の請願についても討論が認められないとすれば、いかなる請願であれば討論が可能なのか、理解できない。

請願の討論は、付託委員会における審査では討論が行われているが、本議会では、この委員会審査の議事録が県民に公開されていない。県民は、請願に対する賛否の理由を仔細に知ることができない状況におかれている。

本会議で討論が行われれば、県民は議事録で確認できるが、討論を認めていないため、県民は全く請願に対する議会における意見交換がどのようなものであったのか、正確に知る術がないことになる。

このように、初めて出される請願についても、討論を認めない議会運営委員会の決定は、民主主義の根幹にもかかわる重大な問題だと言わざるを得ない。

以上の理由により、ここに強く抗議する。